

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年二月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

路 線 名	川越北環状線
供用開始の区間	川越市今成四丁目二六番二八地先から同市今成四丁目二二番一九地先まで
供用開始の期日	令和四年二月十五日
備 考	平成三十一年三月十五日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一一四・八九メートル